

飯山市障がい者計画(案)

令和 6 年度(2024 年度)～令和 11 年度 (2029 年度)

飯 山 市

目 次

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象者	3
5	計画における地域の考え方	3
6	飯山市の障がい者数の状況（手帳保持者の推移）	4～5
7	基本理念	6
8	計画の基本的視点	7
9	総合的に取組む5つの柱と施策の方向性	8
10	障がい者計画策定委員会と経過	17
11	参考	18

『障害』という表記について

飯山市では障がいのある人の思いを大切にし、心のバリアフリーを推進する観点から、「障がい」と表記しています。ただし、障害者基本法など法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞等については、そのまま漢字で「害」と表記しています。

使用している字体について

本計画は、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。ユニバーサルデザインフォントとは、障がいのある人や高齢者をはじめ、できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた字体です。

1 計画策定の背景・趣旨

飯山市では、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、平成18年(2006年)に飯山市障がい者計画を策定し、障がい者施策を推進してきました。

この間、国においては、平成24年(2012年)10月に施行した「障害者虐待防止法」で、障がい者に対する虐待を禁止すると共に、その予防と早期発見のための取組を定めたほか、平成25年(2013年)6月には、障がいを理由とする差別の解消を推進する「障害者差別解消法^{*1}」を制定し、平成26(2014年)年1月には、障がいのある人への差別を禁止し、社会参加を支援する「障害者権利条約^{*2}」が批准されました。

令和5年(2023年)3月に国が策定した第5次障害者基本計画では、障がい者を「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体である」と捉え、障がい者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制限している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本補的な方向を定め、施策の推進を図ることとしています。

障がい者に向けた福祉サービス提供等に関しては、平成18年(2006年)10月に「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の別々に実施されていたサービスが一元化されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しました。その後、平成25年(2013年)4月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」として改められ施行され、難病等の人々が障がい福祉サービスの対象となるなど拡充が図られてきています。また、長野県では「共生社会」の実現に向け、令和6年度(2024年度)からの障がい者施策の基本となる「長野県障がい者プラン2024」を策定し、「誰にでも居場所と出番があり、生きる喜びを感じられる長野県」を目指し、施策の推進を図ることとしています。

このような障がい者を取り巻く社会情勢の変化は、本人の自己決定の尊重と、適切な意思決定への支援の重要度を高めており、障がい者差別や権利利益への侵害をなくす「障がい者の権利擁護」や、社会的障壁をなくす「合理的配慮^{*3}」も強く求められています。

飯山市においては令和5年度(2023年度)までの障がい者計画がその計画期間を終えることから、地域の実情を勘案して本計画を見直し、飯山市が推進する障がい者施策の基本的な方針を新たに定めるものです。

*1 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

*2 障害者権利条約

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定した国際条約。(詳細はP18～19)

*3 合理的配慮

社会生活や就業、教育などにおいて、平等に参加できるよう、それぞれの障害特性などに合わせて行われる配慮。

2 計画の位置づけ

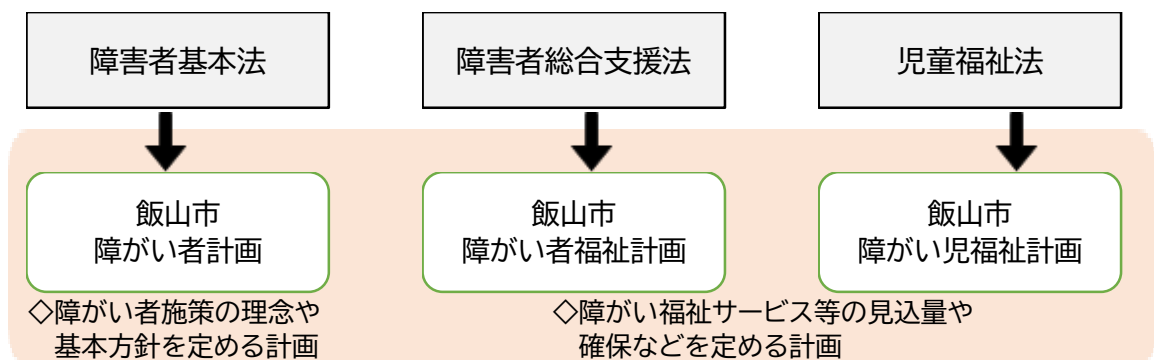
本計画は、障害者基本法に基づき策定する「市町村障害者計画」に位置づけられ、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画です。

国の障害者基本計画及び県の障がい者プラン、本市の「飯山市第6次総合計画」の方向性を踏まえるとともに「飯山市地域福祉計画」をはじめ、関連計画との整合性を持ったものとなります。

◆障害者基本法第11条の3(抜粋)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。

図 計画の位置付けと関連計画



3 計画の期間

この計画は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。ただし、今後の障がい者制度の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

年度 項目	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
障 害 者 基 本 計 画	令和5年度～令和9年度								
長野県障がい者プラン		令和6年度～令和11年度							
飯 山 市 総 合 計 画	第6次 令和5年度～令和14年度 前期					後期			
飯山市地域福祉計画	令和5年度～令和9年度								
飯山市障がい者計画		令和6年度～令和11年度							
飯山市障がい福祉計画・ 飯山市障がい児福祉計画		第7期・第3期			第8期・第4期				

4 計画の対象者

本計画は、障がいのある人も、障がいのない人も、誰もが互いに尊重し合い、支え合う地域共生社会の実現をめざすために、あらゆる市民の理解と協働が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

＊障がい者の範囲

障害者基本法第2条では、障がい者について「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁^{*4}により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と示されています。本計画では、そのほかに、難病^{*5}に起因する身体上や精神上的の障がいを有する人、高次脳機能障がい等を有し、長期にわたり社会生活上の支障がある人、医療的ケアが必要な障がい児・者を含めて障がい者にとらえます。

5 計画における地域の考え方

障がい福祉サービスの実施にあたっては、障がいのある人が生活する市町村を基本的な単位として、きめ細かなサービスを提供することが必要です。

しかし、市町村において実施することが困難な場合は、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、サービスを確保することが求められています。



長野県では、地域の実情に応じ、地域レベルで課題等を整理して障がい福祉施策を推進するために、県保健福祉事務所単位の「障がい保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図っています。

飯山市は「北信圏域」に属しており、圏域内の国や県の機関及び関係市町村（中野市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村）との連携により、施策の充実を図ります。

＊4 社会的障壁

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで、さまざまな困難や妨げとなっているものや原因をいい、物理的なもの（歩道や出入り口の段差や障害物等）、制度的なもの（障がいがあることを理由に資格や免許の取得を制限するような仕組み）、慣習によるもの（イベントや行事のやり方）、意識によるもの（偏見などにより一方的に決めつけること）などがあります。

＊5 難病

厚生労働省の定めた「難病対策要綱」では、以下のように定義されています。

①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。

②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

6 飯山市の障がい者数の状況等

1. 身体障がい者

令和5年(2023年)4月1日時点の身体障がい者(身体障害者手帳交付者数)は900人で、平成26年度(2014年度)の1,143人をピークに減少に転じています。

また、年齢別構成を比較すると、65歳以上の高齢者の割合は、平成29年度(2017年度)では77.1%でしたが、令和5年度(2023年度)には79.2%となっており、若年から身体障害者手帳を取得した方が高齢化しているほか、新たに65歳以上になってから、身体障害者手帳を取得される方などが増加してきており、今後も高齢化の傾向は続くと推測されます。

2. 知的障がい者

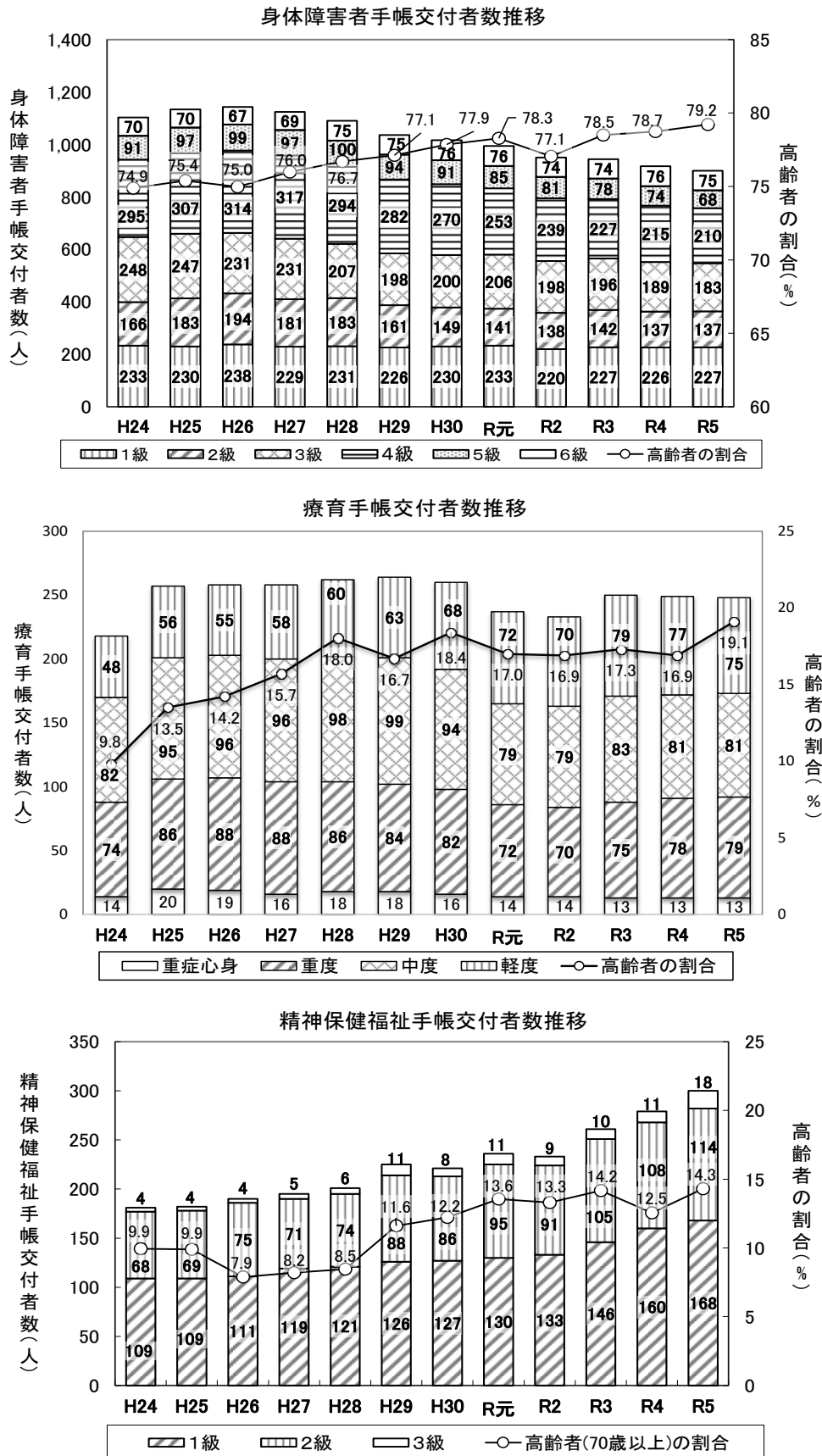
令和5年(2023年)4月1日時点の知的障がい者(療育手帳交付者数)は235人で、障がいの程度別では、重度(A1)の方が79人、中度(A2,B1)の方が81人、軽度(B2)の方が75人となっています。

年齢別構成をみると、18歳から39歳までが39.5%、40歳から59歳まで28.0%と、18歳から59歳までの占める割合が6割以上となっています。

3. 精神障がい者

令和5年(2023年)4月1日の精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳交付者数)は、300人となっており、前回計画の統計時点である平成29年度の225人と比較すると、1.3倍に増加しています。障がいの等級別では、1級が168人、2級が114人、3級が18人となっており、障がい程度が重い1級の人割合は、56%と横ばいです。

図 手帳交付者数の推移(各年度 4 月 1 日時点)



7 基本理念

その人の意思に基づき、暮らしたい場所で、暮らしたい人と、
その人らしく生き活きと、安心して暮らせる地域づくり

障害者基本法第1条に規定されているように、障がい者施策は、全ての人が、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、あらゆる社会活動に参加する機会が確保され、共に支え合い、活かし合う社会(地域共生社会)の実現を目指すものです。

また、このような社会の実現に向け、障がい者が社会の構成員として人格を尊重され、自らの選択と決定のもとに、社会のあらゆる活動への参加を可能とするためには、障がい者自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援することが必要です。

飯山市障がい者計画は、飯山市第6次総合計画及び飯山市地域福祉計画の方針も踏まえ、上記のとおり基本理念を定めます。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



(厚生労働省地域共生社会のポータルサイトより)

8 計画の基本的視点

○ 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現

障がいのある人が安全に暮らせるまちであるように、道路や公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、教育の場や地域社会において、障がい及び障がい者に関する理解を深め、誰もが人格と個性を尊重し合い、共に支え合う共生社会の実現を目指した施策を推進します。

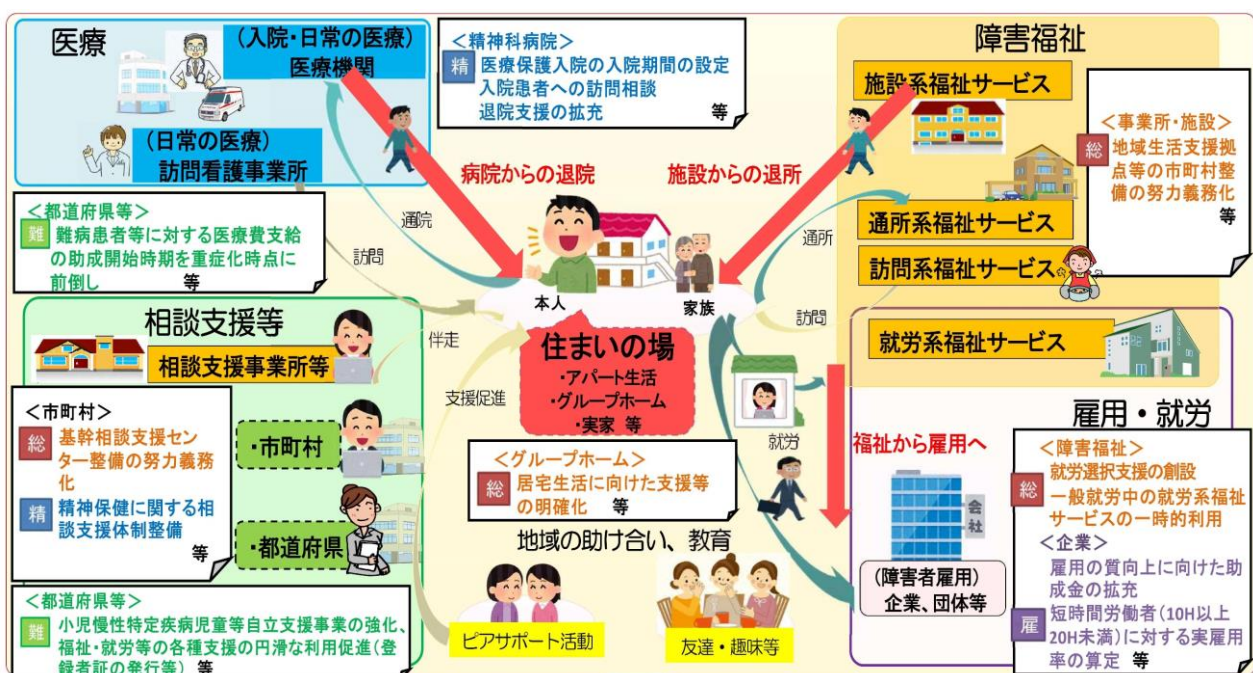
○ 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり

障がいの種別や軽重にかかわらず、自ら選んだ場所で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との施策展開を図ります。また、障がいの内容やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するために、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関との連携を推進します。

○ 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現

障がいのある人が、その希望、能力、適性等に合った仕事を選択し、生きがいを持って働き続けられるよう、就労支援を推進します。また、スポーツや文化芸術活動など、様々な分野で活動できるよう、社会参加の促進を図ります。

暮らし続けることができる体制整備(イメージ図)



(厚生労働省作成資料)

9 総合的に取組む5つの柱と施策の方向性

1. 障がいへの理解と権利擁護の推進

1.1 現状と課題

- 障がい者の社会参加を進める中で、「自己選択」や「自己決定」が重視されてきていますが、一方で権利侵害や財産保全などの課題があります。障がい者等、判断能力が十分でない人を対象に、飯山市社会福祉協議会では利用者との契約に基づき、日常的な金銭管理など安心して自立した生活を送れるよう努めていますが、より支援が必要な人に対し、成年後見制度等を有効活用するため北信圏域権利擁護センター機能の強化を進める必要があります。
- 障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや虐待を受けることがないよう、啓発・広報等により障がい及び障がい者に対する理解の促進を図ってきました。地域で制度理解や周知が進んできたことに伴い、虐待が疑われる相談は増加傾向にあります。多様な障がい特性、障がい者への必要な配慮について、より理解を深めていく必要があります。

1.2 施策の方向性

重点

障がい理解の促進、意識啓発

- ・ 障がいや障がい者についての理解を深め、ノーマライゼーション^{*6}理念の普及を図るために、広報やホームページなど様々なメディアを活用し、啓発を行います。
- ・ 北信地域障害福祉自立支援協議会内に設置した「北信圏域障害者差別解消支援地域協議会」で、障がいを理由とする差別事案を検証し、差別解消の取り組みを推進します。
- ・ イベント、各種講座を通じ市民への障がいのある人への差別解消や合理的配慮に関して意識啓発を図ります。

○ 虐待防止に向けた意識啓発

- ・ 障がい者やその家族だけでなく、地域の人々に虐待の予防、早期発見を啓発し、障がいのある人の安定した生活や社会参加を助けるために関係機関等と連携して虐待防止に取り組みます。
- ・ 虐待や不当な差別などの相談は、内容に応じて関係機関と連携して取り組んでいきます。

*6 ノーマライゼーション

障がい者が、障がいがあるからといって特別視されることなく、障がいのあり、なしに関わらず平等にひとりの生活者として、地域社会で暮らしていけるようにするべきだという考え方。

○ 成年後見制度の利用の促進

- ・ 障がいのある人の自己選択や自己決定を尊重しながらも、判断能力が十分でない場合は、北信圏域権利擁護センターや飯山市社会福祉協議会等と連携して、権利擁護の取り組みを推進します。
- ・ 成年後見制度の市長申立て費用及び報酬費用等の助成制度を継続し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに、制度の周知に努めます。
- ・ 権利擁護支援を必要とする人を、適切な支援に結びつけるため、北信圏域権利擁護センターに設置した中核機関を活用し、関係機関や法人後見、市民後見人などの支援者間の連携強化を進めます。

2. 地域生活の充実

2.1 現状と課題

- 障がい者やその家族が身近に相談できる相談体制が求められています。
- 相談支援機関には、ライフステージや障害に応じた専門的な知識が求められ、関係機関が共有・連携して対応できる支援体制が必要とされています。
- 障害年金や障害者手当等の制度周知と申請支援の取組が必要です。
- 地域で生きがいを持ち、安心して生活を送るための、日常生活支援や相談体制の充実と、外出や移動が困難な障がい者のため、移動支援や余暇支援のサービス充実が求められています。また、その社会参加を支援するボランティアや地域住民の支援が必要です。
- 施設入所(入院)から地域移行を進めるために、グループホーム等の居住支援の充実が求められていますが、その一方で、日常生活における困難が大きいと思われる重度障がいや難病、医療的ケアが必要な方を、今後どのように支援していくかという課題があります。
- グループホームなどを利用して、地域で自立した生活を送ることを希望する障がい者とその家族が増加しています。

2.2 施策の方向性

重点 相談支援体制の充実

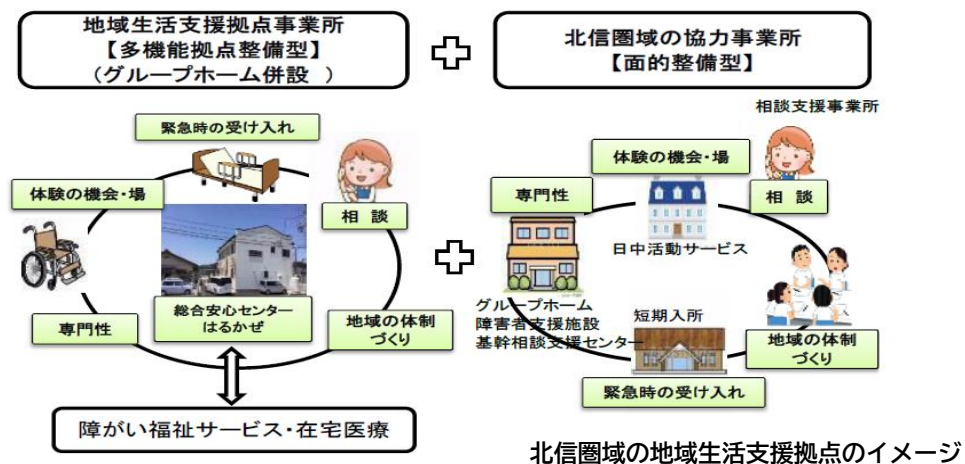
- ・ 市役所担当部署のほか、社会福祉法人高水福祉会に北信6市町村で相談支援事業、相談支援機能強化事業及び基幹相談支援センター業務を委託し、障がい者やその家族の総合相談窓口として機能の充実を図ります。
- ・ 福祉サービスや制度などの必要な情報を、障がいの特性に応じた方法でわかりやすく提供します。
- ・ 障がい者がその能力を発揮できるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 自ら意思を決定することに支援が必要な障がい者が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、意思決定支援と相談支援体制を推進します。
- ・ 充実した在宅生活を実現するため、関係機関と連携しながら、既存サービスの適切な提供に努めるとともに、在宅の介護者等への相談の充実等に努めます。
- ・ 潜在的に支援を必要とする障がい者(児)へアウトリーチ*7を図ります。
- ・ 地域や在宅での生活が困難な重度障がい者(児)が安心して生活を送るための日常生活支援や相談体制の充実を図ります。

○ 生活の安定に向けた支援

- ・ 障がい者就労施設等の工賃向上のため、障害者優先調達法に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。
- ・ 障がい者の雇用拡大のため、公共職業安定所や就業・生活支援センター等関係機関と連携し、企業への障がい理解の促進と、障害者雇用に係る国の企業助成金制度等の周知を図ります。
- ・ 経済的安定のために障害年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、在宅心身障害児福祉手当等の制度を必要としている人(受給該当者)が利用できるよう、周知を推進します。

○ 障がい福祉サービスの量的・質的充実

- ・ 法定の個別給付や地域生活支援事業のサービス見込み量を障がい福祉計画、障がい児福祉計画に掲げ、その確保を目指します。
- ・ 地域資源の掘り起こしを行い、法定サービスの隙間を埋めるインフォーマルなサービス^{*8}による障がい者の地域生活の支援や充実を推進します。
- ・ 北信地域障がい福祉自立支援協議会等が実施する研修会等、支援者のレベル向上のための研修を支援します。
- ・ 多様な障がいに対応し、ライフステージや障がいに応じた保健・医療・福祉サービスの支援者の連携を推進します。
- ・ 障がい者やその家族の地域生活を支援するため、夜間を含めた緊急支援を行っている地域生活支援拠点機能の充実を図ります。



*7 アウトリーチ

さまざまな問題を抱えながらも、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に訪問し、支援の実現をめざすこと。

*8 インフォーマルなサービス

国や地方公共団体による、施策としてのサービスを指す「フォーマルサービス」に対し、法では定められていない地域やNPO等で支えるサービスのことをいう。

3. 安全で暮らしやすい地域づくり

3.1 現状と課題

- 相談が困難な障がい者においては、的確な情報提供やコミュニケーション手段を図ることが必要です。
- 防災対策において、障がい者の視点に立った対策を推進していく必要があります。
- バリアフリーに配慮した公共施設等の整備と、社会的障壁のない合理的配慮を意識した整備運営が求められています。
- 障がい者のニーズや時代に応じた日常生活用具の給付又は貸与、住宅改修に対する支援を推進するとともに、福祉用具等の普及に努めます。
- 障がい者の行動範囲を拡大するために、公共交通を含めた移動手段の確保が課題となっています。

3.2 施策の方向性

重点

総合的なまちづくりの推進

- ・ 障がいのありなしにかかわらず、平等に情報を得られるように、行政情報や災害情報等を発信する際は、障がい特性に配慮した適切な案内表示や情報伝達手段の確保に努めます。

重点

災害時の地域支援体制の整備

- ・ 災害時における地域での支援体制の確立に向け、「ささえあい防災マップ」の作成を推進し、平時からの地域見守り体制の充実を推進します。
- ・ 避難所では、視聴覚障がいのある方等、意思疎通への配慮をはじめ、臨機応変な対応に努めます。
- ・ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進め、地域・関係機関との連携を緊密にし、災害時の要配慮者への支援体制整備を進めます。
- ・ 災害発生時の福祉避難所の協定など、地域内外の社会福祉施設・医療機関・教育機関等との連携に努めます。

- 移動しやすい環境の整備促進
 - ・ 障がいのある人を含むすべての人が、安心して外出できるよう歩道幅の確保や段差・傾斜・勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等に配慮した整備を推進します。
 - ・ 関係機関や事業者等との連携の下、公共交通における障がい者の利用環境向上を図ります。
- 防犯対策の推進
 - ・ 障がい者を犯罪被害や悪質商法から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けて取り組みます。
 - ・ 消費生活等に関わる相談支援に対しては、支援者や関係機関も含め、相談窓口や自己防衛策を周知していきます。

4. 社会参加の促進

4.1 現状と課題

- 障がい者の社会参加や所得確保、経済的自立のために、就業は大きな役割を持つことから、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がい者が安心して働ける環境を整えていく必要があります。
- 障がい者雇用に関する助成金制度の周知など、各関係機関が連携して雇用側への支援や企業の理解促進を整えていく必要があります。
- 就労支援を活用する障がい者が増える傾向にあります。
- 訓練等給付サービスにおいては、工賃を上げるための方策が求められています。また、障害者優先調達推進法に基づいて、障がい者就労施設が供給する物品等に対する需要増進を図る必要があります。
- 障がい者のコミュニケーション手段の確保のため、手話通訳者の派遣事業を実施していますが、派遣内容が決められており、利用できないことがあります。

4.2 施策の方向性

重点 就労支援の促進

- ・ 就業面及び生活面からの一体的な就労支援を、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと実施します。

重点 多様な就労の場の確保

- ・ 就労支援事業所等関係機関と連携し、雇用前の職場見学・実習等から、雇用後の職場定着までの一貫した支援と、見学・実習先の確保拡大を図ります。
- ・ 障がい者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域参加を支援する地域活動支援センター事業を推進します。

○ 情報提供の充実と意思疎通支援^{*9}の推進

- ・ 手話通訳者や音声ガイドなど、コミュニケーション支援の充実を図ります。
- ・ 各種福祉サービスや市が発行する広報紙、パンフレット等について、読みやすい字体(ユニバーサルデザインフォント)等、さまざまな障がいのある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

*9 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の方法により、意思疎通を支援するもの。

視覚障がいや聴覚障がい等身体障がいの方だけでなく、知的障がいや精神障がい、発達障がいの方も含め、その方の特性にあった方法を選択して支援する。

＜意思疎通ツール例＞手話、コミュニケーションボード、拡大文字、絵文字(ピクトグラム)等

5. ライフステージに応じたサービス基盤の充実

5.1 現状と課題

- 乳幼児期の母子保健施策等により、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療、保健指導に一定の成果をあげていますが、医療機関等と連携していく必要があります。
- 乳幼児期は、保健師や保育士の相談・支援のほか、母子通園訓練施設事業により、母子関係の育成を支援しています。
- 障がいの状態や発達段階、特性に応じて、必要な配慮を検討し、特別支援学校や小中学校、就学相談委員会が連携し、早期からの支援や教育・就学相談や就学後の継続的な相談・支援を行い、家庭や関係機関との連携した支援に努めています。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に過ごすための環境整備が必要です。
- 特別支援学校等卒業後の支援について、関係機関との連携がより必要とされてきています。
- 障がい者にとって、障がいの軽減や重度化などを防ぐため、保健・医療サービスを適切に受けることができるよう、地域医療連携が必要です。

5.2 施策の方向性

重点 切れ目のない支援の充実

- ・ 関係機関との連携を強化し、出生時、就園時、就学時等の成長やライフステージにより支援機関が変わっても、継続して支援できる体制整備を図ります。
- ・ 地域の中で安心して生活ができるよう、保育・教育等との円滑な連携を図るとともに、自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な相談支援体制の整備を図ります。
- ・ 障がい者本人の障がいの重度化・高齢化だけでなく、年齢を重ねるごとに家族の高齢化も伴います。介護保険制度への移行を含め、障害者施策にとどまらず、介護・医療・保健などと連携した支援体制づくりを目指します。

重点 インクルーシブ教育^{*10}の推進

- ・ 児童・生徒一人ひとりの成長段階、障がいの状況、教育的ニーズに応じた適切な教育がともに受けられるよう、教育委員会と民生部局、学校と相談事業所等と「連絡会議」「支援会議」等を定期的を開催し、連携強化に努めます。

5 ライフステージに応じたサービス基盤の充実

- ・ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の副学籍など、居住地の小学校・中学校の学校行事等の交流や一緒に学ぶ機会を通じ、学齢期から多様性を包み込む「心のバリアフリー」を育みます。

重点

医療的ケア児・者への支援体制の充実

- ・ 医療的ケアが必要な障がい児等に対して包括的な支援が受けられるように、地域の保健・医療等、関係機関との連携促進に努めます。

○ 障がいのある子への支援の促進

- ・ 子ども子育ての拠点施設「飯山市子ども館きらら」に整備した放課後等デイサービスセンター利用などにより、障がいのある子どもの自立促進や健全育成を図ります。また、母子通園訓練施設「ゆきんこ園」での、障がいのある子どもと親の親子関係育成を支援します。
- ・ 特別支援学校高等部や就業相談支援センターなどと連携し、障がいのある子どもが進路を主体的に選択できるよう、就労支援に努めます。
- ・ 障がいの特性や状態に合わせた診療・支援等が受けられるよう、保健・医療サービスの連携を図るとともに情報提供に努めます。

*10 インクルーシブ教育

障がいのある子どもを、障がいのない子どもと同様に教育や指導をすること。「みんなが一緒に学ぶ」という考え方の教育をめざすもの。

10 障がい者計画策定委員会と経過

(1) 策定委員会委員名簿（敬称略）

役 職	氏 名	所 属 団 体
委員長	今清水 豊治	社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会 会長
職務代理	本木 幸子	飯山市ボランティア連絡協議会 副会長
委員	上松 美枝	飯山赤十字病院(地域医療福祉連携課長)
委員	荻原 悦子	NPO 法人 ここから 代表理事 飯山精神障がい者家族会 会長
委員	北川 清吾	飯山市身体障害者福祉協会 会長
委員	久保田桂子	飯山市民生児童委員協議会 会長
委員	鈴木 康弘	飯山公共職業安定所(ハローワーク) 所長
委員	平澤 大介	社会福祉法人 高水福祉会 常務理事
委員	三ツ野 幸美	飯山市手をつなぐ育成会 会長
委員	水野 正彦	公募委員
委員	宮川 友子	飯山市保育園連盟 副会長
委員	宮崎 摂子	北信圏域権利擁護センター
委員	宮下 直久	飯山養護学校 校長
委員	柳 正彦	(株)フジすまいるファーム飯山 地域活動支援センターすまいるtaro 所長

（委員長、副委員長、五十音順）

(2) 委員会開催日

第1回 令和5年(2023年)11月30日

第2回 令和5年(2023年)12月27日

第3回 令和6年(2024年)2月2日

(3) パブリックコメント

令和6年(2024年)2月9日～3月10日

11 参考

障害者権利条約 (外務省パンフレットより)

「障害者の権利に関する条約」の締結※

障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約) とは

障害者権利条約は、障害者の権利を実現するために国がすべきことを決めています。条約とは、国際的な約束のことです。障害者権利条約は、障害者の

人権や基本的自由を守るための約束です。障害者権利条約は、障害者がもともと持っている自分らしさを大事にしています。

障害者権利条約ができるまで

条約は、国どうしの話し合いで作られることが普通です。でも、障害者権利条約を作るための話し合いには、障害者団体も参加することができました。それは、障害者の間で広く知られている「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」(英語でNothing About Us Without Us)という考え方が大事にされたからです。どの国も、本当に障害者のためになる条約を作ろうと思っていたからです。

日本を代表して話し合いに参加した人々の中には、障害のある人もいました。日本は話し合いがうまくいくよう

協力しました。200人ぐらいの日本の障害者団体の人たちが、ニューヨークにある国連の本部まで行きました。そして、国連での話し合いの様子を聴きました。話し合いは5年近く続きました。そして、2006年12月13日に国連で障害者権利条約の全ての内容が決められました。



日本が障害者権利条約を締結※するまで

日本は、2007年に条約に署名(サイン)をしました。署名は、条約の内容に基本的に賛成していることを表します。署名の後、日本はまず、障害者制度の改革に力を入れました。(右上の表を見てください。)

このような改革が行われたことから、2014年1月20日に、日本は条約を締結しました。

※締結とは、国が条約の内容を守ることを約束することを表します。

わかりやすい版

◆ 2011年 障害者基本法の内容が新しくされました。

障害者基本法は、障害者についての法律や制度の基本的な考え方を決めています。

◆ 2012年 障害者総合支援法が作られました。

障害者総合支援法は、障害者福祉のしくみを新しくしたものです。

◆ 2013年 障害者差別解消法が作られました。

障害者差別解消法は、障害があるという理由で障害者を差別することを禁止しています。また、その人に合った工夫、やり方を配慮することで、障害者が困ることをなくしていくことなどを決めています。障害者への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

◆ 2013年 障害者雇用促進法の内容が新しくされました。

障害者雇用促進法は、障害者が働くとき、働きたいときの差別を禁止しています。障害者が働くとき、働きたいときに困ることなどをなくしていくことも決めています。



障害者権利条約の主な内容

これから、障害者権利条約の大事な内容を説明します。障害者権利条約の中には、「社会モデル」と呼ばれる考え方が

反映されています。「社会モデル」とは、「障害」は障害者ではなく社会が作り出しているという考え方です。

平等、差別しないこと、合理的配慮

障害者権利条約の第2条では、障害者に「合理的配慮」をしないことは差別になると決めています。「合理的配慮」とは、障害者が困ることをなくしていくために、周りの人や会社などがすべき無理のない配慮のことです。第5条では、国が障害に基づくあらゆる差別を禁止し、「合理的配慮」がされるよう手続きをとることも決めています。

